

令和5年度 樫原市財務書類 注記（全体会計）

1 重要な会計方針

① 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

i. 有形固定資産

取得原価に基づく原価法により行っています。

ii. 無形固定資産

取得原価に基づく原価法により行っています。

但し、開始時の有形固定資産等の評価については、上記基準とは異なる方法を採用しているため、『6 開始時資産の算定』にて別途取りまとめを行っています。

② 有価証券等の評価基準及び評価方法

i. 満期保有目的有価証券

移動平均法に基づく償却原価法により行っています。

ii. 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるものについては、基準日時点における市場価額等に基づく時価法、市場価格のないものについては、移動平均法による原価法により行っています。

③ 有形固定資産等の減価償却の方法

i. 有形固定資産

定額法により行っています。

ii. 無形固定資産

定額法により行っています。

④ 引当金の計上基準及び算定方法

i. 徴収不能引当金

債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率により計上しています。

ii. 投資損失等引当金

市場価格のない連結対象団体に対する出資金について、実質価額が30%以上低下した場合には、実質価額と取得価額との差額を計上しています。

iii. 賞与等引当金

職員の期末手当、勤勉手当及びそれらに係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上しています。

iv. 退職手当引当金

特別職を含む全職員の退職給付に備えるため、本年度末における自己都合要支給額により計上しています。

v. 損失補償等引当金

損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成20年総務省告示第242号）により計上しています。

⑤ リース取引の処理方法

i. ファイナンスリース取引

通常の売買取引に係る方法により計上しています。但し、重要性の乏しい所有権移転ファイナンスリース取引及び所有権移転外ファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法により計上しています。

ii. オペレーティングリース取引

賃貸借取引に係る方法により計上しています。

⑥ 資金収支計算書における資金の範囲

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含まれません。

また、本年度末時点において全体会計の歳計外現金の残高は944,245千円です。

⑦ 採用した消費税等の会計処理

税込方式により行っています。ただし、上水道事業会計及び下水道事業会計は税抜方式により行っています。

⑧ その他連結財務書類作成のための基本となる重要な事項

i. 会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額及び債権債務額等を 相殺消去した額で表示しています。

2 重要な会計方針の変更等

① 会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容

変更なし

② 表示方法を変更した場合には、その旨

変更なし

③ 資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容

変更なし

3 重要な後発事象

① 主要な業務の改廃

該当なし

② 組織・機構の大幅な変更

該当なし

③ 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

④ 重大な災害等の発生

該当なし

⑤ その他重要な後発事象

該当なし

4 偶発債務

① 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

② 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

該当なし

③ その他主要な偶発債務

該当なし

5 追加情報

① 対象範囲（対象とする会計名）

i. 一般会計等財務書類対象範囲

会計名
一般会計

ii. 全体会計財務書類対象範囲

会計名	連結方法
一般会計等	
国民健康保険特別会計	
後期高齢者医療特別会計	
介護保険特別会計	
上水道事業会計	全部連結
下水道事業会計	全部連結

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

差異なし

③ 出納整理期間について

財務書類は、会計年度末（3月31日）を基準日として作成していますが、地方自治法第235条の5 に規定する翌年度5月31日の出納閉鎖までを出納整理期間とし、出納整理期間における歳入及び歳出並びにこれに伴う資産及び負債の増減等を反映した後の計数をもって計上しています。

④ 表示単位

財務書類の表示金額単位は、千円とします。

合計金額の齟齬は同単位未満を四捨五入したことにより生じています。

なお、単位未満の計数があるときは「0」を表示し、計数がないときは「-」を表示しています。

⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

i. 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

ii. 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。

iii. 実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

iv. 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

財政指標	橿原市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ %	12.08%	20.0%
連結実質赤字比率	－ %	17.08%	30.0%
実質公債費比率	3.8 %	25.0%	35.0%
将来負担比率	22.9 %	350.0%	—

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当なし

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

会計名	繰越事由	支出予定額
一般会計	繰越明許費	912,197千円
一般会計	事故繰越額	12,296千円
上水道事業会計	建設改良費	142,902千円
上水道事業会計	事故繰越額	－千円
下水道事業会計	建設改良費	305,767千円

⑧ 売却可能資産に係る資産科目別の金額、その範囲や評価方法

会計名	科目名	金額
一般会計	土地	6,202,135千円
一般会計	建物	14,602千円

⑨ 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

該当なし

⑩ 基金借入金（繰替運用）の内容

該当なし

⑪ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

基準財政需要額算入見込額
20,118,119千円

⑫ 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

算定要素	金額
標準財政規模	25,062,883千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,684,875千円

将来負担額	50,241,648千円
充当可能基金額	9,676,572千円
特定財源見込額	7,351,013千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入	28,088,488千円

⑬ 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

会計名	金額
一般会計	1,218,391千円

⑭ 建物及び工作物のうち、P F I 事業にかかる資産計上額

建物名	取得価格	減価償却累計額
分庁舎（ミグランス）	6,302,517千円	1,049,369千円
分庁舎（駐輪場）	17,070千円	7,053千円

⑮ 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

純資産の部	内容
固定資産等形成分	過去に投資を行った資産の現在価額を表します。 貸借対照表の固定資産と流動資産の短期貸付金と基金の簿価合計となります。
余剰分（不足分）	費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいいます。 流動資産（短期貸付金及び基金等を除く）から将来現金等支出が見込まれる負債を控除した額となります。

⑯ 基礎的財政収支（プライマリーバランス）

会計名	基礎的財政収支
一般会計等	2,394,445千円
全体会計	4,308,613千円

⑰ 一時借入金を増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子の金額

一時借入金を増減額は資金収支計算書に含まれていません。

一時借入金の限度額	一時借入金の利子額
5,800,000千円	－千円

⑱ 重要な非資金取引

新たに計上したファイナンス・リース取引及びP F I 事業に係る資産及び負債の額

区分	資産及び負債の額
ファイナンス・リース取引	290,816千円

6 開始時資産の算定

① 土地（道路、河川及び水路を除く）

原則	取得原価
例外	路線価若しくは地目別平均単価 × 地積

② 建物

原則	取得原価 ※建物付属設備や工作物の区分が判明する資産は区分しています。
例外	構造・用途別平均単価 × 延べ床面積

③ 工作物

原則	取得原価
例外	再調達価額若しくは備忘価額 1 円

④ 立木竹

保険加入の対象となっている立木竹がないため計上なし。

⑤ 土地（道路、河川及び水路）

原則	取得原価
例外	備忘価額 1 円

⑥ 道路、農道、林道

原則	取得原価
例外	幅員別平均単価 × 幅員別延長

⑦ 橋梁

原則	取得原価
例外	平均単価 × 面積

⑧ トンネル

計上なし。

⑨ 河川

原則	年度別改修費
例外	年度別河川事業費・水路事業費

⑩ 公園

原則	取得原価
例外	再調達価額若しくは備忘価額 1 円

⑪ 防火水槽

原則	取得原価
例外	平均単価 × 容積

⑫ 下水道

原則	取得原価
例外	平均単価 × 年度別延長

⑬ 物品（美術品含む）

原則	取得原価
例外	再調達価額若しくは備忘価額 1 円

⑭ ソフトウェア

原則	取得原価
例外	再調達価額若しくは備忘価額 1 円

⑮ リース資産（科目は資産種類で判断する。 例：コピー機リース → 物品）

原則	リース料総額
例外	再調達価額若しくは備忘価額 1 円 ※所有権移転済みでリース料総額が不明なものについて。

⑯ 建設仮勘定

原則	取得原価
----	------

⑰ 資本的支出

原則	取得原価
----	------